

施策評価（令和2年度）

施策評価調書

戦略5 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略			
施策5-5 次代を担う子どもの育成			
幹事部局名	健康福祉部	担当課名	地域・家庭福祉課
評価者	健康福祉部長	評価確定日	令和2年8月25日

1 施策のねらい（施策の目的）

次代を担う子どもたちが健やかに育まれる社会を実現するため、複雑な事情を抱える子どもへの支援を強化するとともに、全ての子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことができるよう、学校との連携により心と体の健康教育を推進します。

2 施策の状況

2-1 代表指標の状況と分析

代表指標①	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	施策の方向性(1)	
							R3 (H33)	備考
里親委託児童数(人)	目標			22	25	28	31	ファミリーホームによる措置児童数を含む。
	実績	16	19	25	27			
	達成率			113.6%	108.0%			
出典: 県地域・家庭福祉課調べ		指標の判定		a	a			
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国	47位	47位	46位	R3.3月 判明予定		里親委託率
		東北	6位	6位	6位			
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から、里親支援コーディネーターの配置、里親制度の普及啓発、委託里親への支援など、各種施策を強化した結果、前年度に引き続き目標を達成した。 里親委託率は平成30年度に全国最下位を脱し、46位となった。令和元年度は13.2%（全国平均及び全国順位は未判明）であるが、平成30年度の全国平均（20.5%）に達しておらず、その内訳（乳幼児：28.6%、学童期以降：8.4%）も、国の社会的養育ビジョンで示されている目標（それぞれ75%以上、50%以上）を大幅に下回っている。 全国の平成30年度末の里親委託児童数は7,104人で、養育里親研修の義務化に伴い里親の数が減少した21年度末の4,055人から75.2%増加している。一方、本県の令和元年度末の里親等委託児童数は27人で、21年度末の22人から22.7%の増加にとどまっているものの、過去最少となった26年度末の13人と比較すると、107.7%の増加となっている。 里親制度の普及啓発を充実させた結果、委託児童の受け皿となる里親登録組数は増加してきている（平成21年度末：57組 → 令和元年度末：104組<+47組>）。 								

※ 指標の判定基準

「a」：達成率≥100% 「b」：100%>達成率≥90% 「c」：90%>達成率≥80%

「d」：80%>達成率 又は 現状値>実績値(前年度より改善) 「e」：現状値>実績値(前年度より悪化)

「n」：実績値が未判明

2-2 成果指標・業績指標の状況と分析

							施策の方向性(3)	
成果・業績指標①	年度	現状値(H28)	H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	備考
生活保護世帯の子どもの高校進学率(%)	目標			97.7	98.4	99.2	99.2	
	実績	96.2	90.6	92.2	96.4			
出典:厚生労働省「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率・就職率(中学校卒業後)の都道府県状況」	達成率			94.4%	98.0%			
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国	6位	35位	28位	R2.10月判明予定		
		東北	1位	5位	5位			
	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施等の取組により、令和元年度の実績値(96.4%、83人中80人)は、平成30年度の実績値(92.2%、90人中83人)からやや上昇したが、目標を達成することはできなかった。 本指標の対象者数が少ないため、傷病や不登校等による非就学・非就労者の有無が実績値を大きく左右する(非就学・非就労者数:平成30年度5名、令和元年度2名)。 なお、一般世帯と比較した場合、平成30年度は△6.8ポイント(一般世帯99.0%)、令和元年度は△2.4ポイント(同98.8%)となっており、乖離が縮小している。 							

2-3 施策の取組状況とその成果(施策の方向性ごとに記載)

(1) 里親委託の推進【地域・家庭福祉課】

	指標	代表①
<ul style="list-style-type: none"> 中央児童相談所に里親支援コーディネーターを配置し、里親の新規開拓から相談援助までの一貫した支援を行った(里親登録相談20件±0件)、里親登録認定調査20件(+9件)、未委託里親への家庭訪問11件(+1件)、委託里親への家庭訪問14件(+6件)。 里親制度の普及啓発に向けて、里親制度地域セミナーを圏域の町村を含む全13市で開催した(210人参加、アンケート結果:登録する3人、数日検討10人、数か月検討3人、興味はある101人、登録しない65人)。 未委託里親の養育技術の向上を図るため、未委託里親に対し里親トレーニングを実施した(平成29年度:6組→30年度に1組へ委託、30年度:6組→令和元年度に4組へ委託、元年度:6組→2年度に委託予定)。 里親委託後の悩みや相談に応じるため、乳児院職員による里親訪問等支援を実施した(17児童に対し延べ36回)。 平成28年9月に大仙市に開設されたファミリーホームにおいて、令和元年度は要保護児童5名を受け入れた。 		

(2) 児童虐待への対応の強化【地域・家庭福祉課】

	指標	—
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月に閣議決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、子どもの安全確認、転居時の児童相談所間の情報共有、警察との情報共有等の強化を図った。 子どもを虐待から守るための意識の醸成や、虐待を防ぐ行動を促すため、新たに「秋田県児童虐待防止宣言」を策定し、県ホームページや県広報紙に掲載して県民への周知を図った。 		

(3) 子どもの貧困対策の強化【地域・家庭福祉課】

	指標	成果①
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村において策定することが努力義務となった「子どもの貧困対策計画」について未策定の9市町村に対し、子どもの貧困対策の推進状況と今後の方針等を把握することを目的にヒアリングを行い、策定に向けて支援した(令和2年度未まで策定見込み5市町、検討中4町村)。 子どもと「支援」を結びつけるための地域ネットワーク形成について、福祉、教育、民間支援者等の関係者で考える機会とすることを目的とした「子どもの未来応援地域ネットワーク研修会」を県内3地区で開催し、講演、実践発表、グループ協議・意見交換などを実施した(市町村担当者、教育委員会関係職員、社会福祉協議会担当職員、支援団体関係職員等62人参加)。 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施し、訪問型においては2町で高校生1人を含む3人(△1人)が、集合型においては2町で22人(△3人)が利用した。なお、利用者のうち中学3年生16人は、全て高校に合格した。 ひとり親等の生活困窮者を支援するための出張相談会を実施し(31人参加)、民生委員や社会福祉協議会役職員等に対して対象者の早期発見や子どもの教育資金の計画的な準備など家計見直しの効用について広く周知した。 民生児童委員協議会の定例会や行政の青少年問題協議会などの会合に、子ども食堂や食料支援に取り組んでいる者を講師として派遣することで貧困問題への理解促進を図ったほか、子ども食堂の運営者に対し、運営に関する助言を行った(講師派遣5回、助言者派遣1回)。 		

(4) 学校との連携による健康・命の教育の推進

【健康づくり推進課、保健・疾病対策課、教育庁義務教育課、高校教育課、保健体育課】

指標

—

- ・子どもたちの肥満解消などの現代的な健康課題の解決に向けて有識者等と協議を進めるとともに、指定地域における「早寝・早起き・朝ごはん」などの望ましい生活習慣の確立に向けた学校・家庭・地域の連携を重視した取組を支援した。
- ・学校における薬物乱用防止教育を推進するため、教員等を対象とした研修会（教員94名、関係者25名、計119名参加）を実施し、子どもたちの薬物乱用防止に関する正しい知識の習得を図った。
- ・学校におけるがん教育を推進するため、教員等を対象とした研修会（教員198人、関係者1名、計199名参加）を実施し、その資質向上を図るとともに、児童生徒を対象としたがん教室（延べ10回、870人参加）の実施を支援した。
- ・学校における食育を推進するため、食育ボランティアの派遣（延べ6校、7回）による食に関する指導の実践を通して、学校における食育の位置づけと推進体制のあり方等を理解し、食育を推進できる教職員を育成した。
- ・県立の高校生を対象にSOSの出し方講座（5校<+2校>）を実施した。また、同じ学校で教職員向けにSOSの受け方に関する研修会を実施した。

3 総合評価結果と評価理由

総合評価	評価理由
B	<ul style="list-style-type: none"> ● 代表指標の達成状況については、①「里親委託児童数」は「a」判定であり、定量的評価は「A」。 ● 代表指標①に関しては、目標は達成したものの、令和元年度の里親委託率（乳幼児：28.6%、学童期以降：8.4%、全体：13.2%）は、平成30年度の全国平均（全体：20.5%）を下回っており、全国下位の水準にある。また、国の社会的養育ビジョンで示されている目標値（乳幼児：75%以上、学童期以降：50%以上）を大きく下回っている。 ■ 代表指標の達成状況や施策の取組状況とその成果など総合的な観点から評価した結果、総合評価は「B」とする。

●定量的評価：代表指標の達成状況から判定する。

「A」：代表指標が全て「a」、「B」：代表指標に「b」があり、「c」以下がない、「C」：代表指標に「c」があり、「d」以下がない

「D」：代表指標に「d」、「e」を含む。ただし、「E」、「N」に該当するものを除く、「E」：代表指標が全て「e」、「N」：代表指標に「n」を含む

●定性的評価：成果指標・業績指標の達成状況を踏まえた上で、施策の取組状況とその成果、外的要因等から判定する。

■ 総合評価：定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階に判定する。

4 県民意識調査の結果

質問文		全ての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、健やかに育まれる支援体制が整っている。					
満足度		調査年度	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)	前年度比
満足度	肯定的意見		13.2%	16.8%			+3.6%
	十分 (5点)		1.8%	2.3%			+0.5%
	おおむね十分 (4点)		11.4%	14.5%			+3.1%
	ふつう (3点)		45.7%	47.5%			+1.8%
	否定的意見		22.8%	19.3%			▲3.5%
	やや不十分 (2点)		14.3%	12.5%			▲1.8%
	不十分 (1点)		8.5%	6.8%			▲1.7%
	わからない・無回答		18.3%	16.5%			▲1.8%
	平均点		2.80	2.92			+0.12

調査結果の認識、取組に関する意見等

- 5段階評価の満足度の平均点は「2.92」で、「ふつう」の3より0.08低かった。回答では「ふつう」が最も多かった。
「十分」と「おおむね十分」を合わせた割合は16.8%、「ふつう」は47.5%、「不十分」と「やや不十分」を合わせた割合は19.3%であった。また、「肯定的意見」と「ふつう」を合わせた割合は64.3%であった。
- 「不十分」又は「やや不十分」の理由や県に求める取組として以下のような意見があった。
 - ・虐待に関して、専門機関と地域の民生委員、学校、幼稚園、保育所などの連携を強化していくべきだと思う。命を守ることを優先してほしい。(女性/40歳代/秋田地域)
 - ・支援が中央に集まっていないか。県北、県南はどうか。生活困難世帯が多く、女性の収入が少ないように思う。(女性/60歳代/北秋田地域)
 - ・最近子ども食堂など居場所づくりを頑張っているものの、十分とは言えない。(女性/60歳代/鹿角地域)

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

5 課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題(施策目標達成に向けた新たな課題、環境変化等により生じた課題 など)	今後の対応方針(重点的・優先的に取り組むべきこと)
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 里親登録組数が、依然として全国下位となっている。 ○ 里親セミナーのアンケート結果では「里親制度に興味はある」と回答した人が多いが、委託率は低い。 ○ 里親家庭での養育過程において、子どもの発達障害、愛着障害による問題行動等から、里親が養育の困難を感じ、心身の疲労やバーンアウト(燃え尽き症候群)によって、里親委託の解除が生ずる懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き里親制度の普及啓発に向けた里親制度地域セミナーを圏域の町村を含む全13市で開催するとともに、内容を充実し、里親登録組数の増加を図る。 ○ 里親業務の包括的な担い手となるフォスタリング機関や施設等と連携して里親委託を推進する。 ○ 養育上の悩みを、里親が早い段階で、フォスタリング機関のソーシャルワーカーに相談できるようにするなど里親支援の体制を強化し、里親養育の不調を未然に防止する。
(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待相談対応件数が増加している中、その対応を担う児童福祉司が不足している。 ○ 要保護児童対策に関する市町村の相談体制や担当職員の専門性が不十分なため、地域の要保護児童等に対し適切な支援を行うことができない恐れがある。 ● 虐待に関して、専門機関と地域の民生委員、学校、幼稚園、保育所などの連携を強化していくべきだと思う。命を守ることを優先してほしい。(県民意識調査より) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を踏まえた国の配置基準に基づき、児童福祉司の増員を計画的に進めていく(令和2年4月に2人増員)。 ○ 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等を通して、市町村の対応力の強化を図る。 ● 児童相談所では、これらの機関のほか市町村要保護児童対策地域協議会、警察、女性相談所、母子保健部門等との連携も進めており、児童虐待の早期発見や予防に向け、今後も関係機関との連携強化を推進する。
(3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における「子どもの貧困対策計画」について、令和2年度末までに21市町村が策定予定であるが、関係機関による連携体制の整備が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における「子どもの貧困対策計画」の推進のため、様々な支援者が効果的な連携を図るためのネットワークづくりに向けて支援を行っていく。また、未策定の市町村に対しては、個別に意見交換をする機会を設け、策定に向けて継続的に支援していく。
(4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肥満傾向児の出現率は、年々低下傾向が見られるものの、全国平均を上回る傾向にある。 ○ 平成30年度から新たに取り組んだSOSの出し方教育について、学校での主体的な取組が進んでいない。 ● 最近子ども食堂など居場所づくりを頑張っているものの、十分とは言えない。(県民意識調査より) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの指定地域における肥満傾向児対策等、健康課題解決に係る取組を保健体育課のHPに掲載するとともに、研修会等において、その成果の周知を図る。 ○ 文部科学省通知や自殺対策計画に基づき、学校の規模や特徴などの条件に合わせ、マニュアルなどを活用した取組を進めていく。 ● 子ども食堂や学校外の学習支援などの居場所づくりに関心のある団体や個人に対し、学習会への講師派遣や活動の具体化に向けた助言者を派遣するなど、県内全域への普及を一層進めていく。

※●は県民意識調査結果に関する課題と今後の対応方針

6 政策評価委員会の意見

自己評価の「B」をもって妥当とする。
